

平成29年11月19日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 法定相続情報証明制度について
- 会社役員の損害賠償責任について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 44



エバー総合法律事務所

法定相続情報証明制度 について

親族がお亡くなりになり、四十九日が過ぎますと、相続を放棄するかどうかの判断の期限（3カ月。ただし、例外があるのでお悩みの場合には弁護士に相談してください）が到来します。借金が遺産以上にある場合には相続放棄を検討する必要がありますが、遺産を相続すると決めた場合には、具体的に相続の作業に入る必要があります。預貯金の場合には、長期間放置すると消滅時効の問題も生じますし、不動産に関しては相続登記を経ずに放置しますと、世代を重ねるごとに相続人の数が増え、解決することに手間と費用を要することになります。

相続の具体的な作業としては、亡くなった方の生前からの**戸籍謄本**（現在はコンピューター化されて、世帯全部については戸籍全部事項証明書となっています。）、**除籍謄本**（結婚、離婚、死亡、転籍（本籍地を変更）などによって、その戸籍に在籍している人が誰もなくなった状態の戸籍の写しです。コンピューター化で除籍事項証明書と名称が変わります。）、**改製原戸籍謄本**（戸籍法が改正されると戸籍の様式などが変更され、その都度新しい様式の戸籍に書き替えが行なわれますが、この書き替え前の戸籍の写しのことです。「ハラコセキ」と言うこともあります。）を集めて、生まれた時から死亡時までの戸籍の繋がりを明らかにします（以下「戸籍謄本等」と略称します）。こうすることによって相続人が誰なのかを明らかにします。ここで結婚時からではなく、出生時から必要な理由は、再婚や過去の養子縁組、認知など他の相続人の存在が明らかになる場合もあるからです。

同じように相続人についても出生時から現在まで戸籍謄本等を取得し、相続人であることを明らかにします。もし今回お亡くなりになった方より先に子供が亡くなっている場合には代襲相続といってさらにその子供（孫にあたります。）が相続人となることもありますので、その確認にもなります。

このように、相続の開始の初めの一步は、戸籍謄本等の収集から始めて、亡くなられた方の相続人の確定の作業を

します。この収集作業は、本籍地が遠方の場合には郵送でもできますが、集めるのはなかなか大変な作業です。

そしてこれらの戸籍謄本等は、不動産の相続登記手続や、預貯金などの金融資産の遺産の処理にも必要になります。手続処理のあとに返却してもらえるのならよいのですが、原本を返却しないところもあり（原本を返却するところでも、原本還付をお願いしないと原本は返却されません）、法務局や金融機関ごとに戸籍謄本等の束を用意しなければならず、大変な作業となります。

今年の5月29日に始まった法定相続情報証明制度は、このような相続のために戸籍謄本等をたくさん用意しなければならないという不便さをより簡易にするために設けられた制度です。一度は戸籍謄本等を集めなければならないという点は変わらないのですが、集めた戸籍謄本等から、相続人の状況を一枚の一覧図にして法務局（登記所）に持参すると、法務局が戸籍謄本等を確認して、「法定相続情報一覧図」を作成し、認証し、相続人の証明文書となります。この書面を金融機関など相続財産の対象の各機関に持参すれば、戸籍謄本等を持参しなくても相続人の証明になります。法務局では要請により必要な通数だけ発行してもらえます。金融機関など各機関にとっても、相続人の判断が明快になり、よりスムーズに相続作業が進められることとなります。

さらに、相続人の住民票を取り寄せ一覧図に記載して提出すると、相続人の住所の証明にもなります（住所については任意的記載事項であり記載が義務付けられているわけではありません）。

通常の相続で、金融機関が数か所に及ぶことは珍しくありません。この法定相続情報証明制度を活用する機会は今後増えていくと思われますし、有効に活用したいものです。

戸籍謄本等書類をさかのぼって集める作業は根気と労力を要します。相続のための準備作業でお困りでしたら、ご相談ください。

無料相談会のご案内

平成29年11月21日(火)、11月30日(水)、12月5日(火)、12月11日(月)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

会社役員 の 損害賠償責任について

1. 起業や事業承継により役員になられたり、あるいは社員として、友人として頼まれて取締役など役員になられた方も多いと思います。以下では株式会社の取締役を念頭に義務や責任について整理してみたいと思います。大別すると以下の義務があります。

(1) 一般的義務

会社と取締役との関係は委任関係にあることから、委任の本旨に従って善良なる管理者の注意で職務を処理する義務（善管注意義務）があります。さらに、法令、定款や株主総会の決議を遵守し、株式会社のために忠実に職務を行う義務（忠実義務）もあります。忠実義務は、善管注意義務を具体的かつ注意的に規定したと言われますが、あまり内容上の違いはありません。

(2) 競業避止義務

取締役が、自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をする場合には、取締役会設置会社の場合には取締役会に重要な事実を開示して、取引についての承認を得る必要があります（取締役会がない場合には株主総会の承認になります）。会社の利益を守るための措置です。

(3) 利益相反取引回避義務

取締役が、①自己又は第三者のために会社と取引をしようとするとき、②会社が取締役の債務を保証すること、その他取締役以外の者との間において会社と取締役との利益が相反する取引をしようとするときには、上記と同様に、取締役会設置会社の場合には取締役会に、そうでない場合には株主総会にて重要な事実を開示して、承認を得る必要があります。

2. 一般にこれらの義務を前提に、取締役として職務を行うわけですが、これらの義務に違反する場合には、賠償責任を負うことがあります。

(1) まず、会社に対して負う賠償責任をいくつかあげてみます。

- ① 任務懈怠による責任 法令、定款、株主総会の決議などに違反した場合の責任です。
- ② 違法配当に関する責任 利益配当の制限規定に反して違法な配当を行った場合の賠償責任です。
- ③ 利益相反取引又は競業取引による責任 利益相反取引や競業取引を行う場合には取締役会などの承認を得る必要がありますが、それらを得ずに取引をした場合の責任です。
- ④ 株主の権利行使に関して利益供与した場合の責

任 総会屋撲滅を目的として設けられたもので、株主に利益供与をした場合の責任です。

(2) 次に、第三者に対して負う賠償責任について述べます。

第三者に対して責任を負う場合は、職務を行うことについて悪意（認識していたということ）又は重大な過失があった場合です。また、第三者の損害について職務との因果関係があることも必要です。そのほか、株式募集の際の資料や計算書類、登記について虚偽の記載をした場合なども賠償責任を負います。

3. 責任の軽減

多額の損害額を認定する判決も生じたことから、経営判断について萎縮的効果を招かないように会社に対する責任を軽減する方策も認められています。

(1) 株主総会による責任の一部免除

任務懈怠による責任に関して、職務を行うについて善意（知らないことです）かつ重大な過失がない場合、役職ごとに定められた最低責任限度額を超える損害について株主総会の決議で免除できるというものです。

(2) 定款の定めによる取締役会決議による免除

監査役設置会社などの会社では、善意かつ重大な過失がない場合に、最高責任限度額を超える損害額について、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会ないしは取締役の過半数によって免除することができる旨を定款で定めることが可能です。

(3) 責任限定契約

社外取締役については、任務懈怠による責任に関して、責任の範囲につき、定款で定めた額の範囲内で予め定めた額と最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約をすることができる旨を定款で定め、そのような契約を締結することによって責任を限定することが可能です。

以上のように、取締役は職務に忠実に会社に損害を与えない責任が課せられていますが、実際に違法行為を行った取締役だけではなく、取締役会で異議を唱えなかった場合にも連帯責任を負うことがありますので、ご注意ください。役員賠償責任をカバーする保険もありますので場合によってはご検討ください。お悩みの場合にはご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

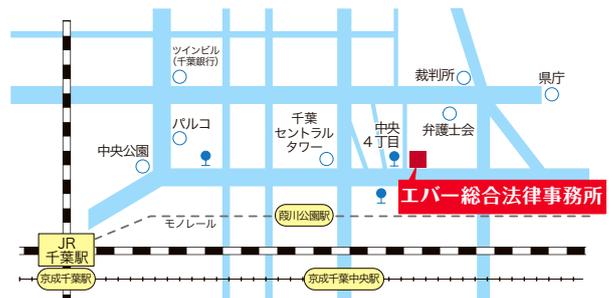
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。